

Title	美的判断は本当に普遍性をもつのか?
Author(s)	甲田,純生
Citation	メタフュシカ. 2004, 35(2), p. 105-112
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/12822
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

美的判断は本当に普遍性をもつのか?

甲田純生

1 序

J. デリダは、『判断力批判』に関する論考「パレルゴン」の中で、次のように述べている。「第三『批判』の核心ないしは根底が何であるか …… このことほど決定しにくいことはほかにないように思われる」¹。『判断力批判』がいかなる目的をもって書かれた書物であるのかについて、我々は哲学史の常識として多くのことを知っている。すなわち「それは二つの批判を橋渡しするために書かれた」、「美という現象の分析を通して、合目的性を判断力の原理として基礎付けるために書かれた」、「目的論的世界観の構築のために書かれた」…… 等々。ところが実際にテクストにあたってみると、我々はこれらの課題に対するカントの回答をはっきりと見いだすことができないばかりか、この書が我々をどこへ連れて行こうとしているのかすら、はっきりとは見きわめがたい。『判断力批判』を読んだときに抱くこのような印象の原因の一つは、カントが読者をあちこちに寄り道させるように見える、というところにある。共通感覚論しかり、美の理想しかり、崇高論しかり、美への知的関心しかり、天才論しかり…等々。『判断力批判』にちりばめられたこれらのモチーフが相互にどのように関係しあい、どう主題へと収斂していくのかが、見えにくいのである。他の二つの批判書と異なり、『判断力批判』においてカントは読者を霧の中に置き去りにして一向に惺らないかのようである。

霧の中を進むためには、明らかなこと、確実なことから少しずつ歩を進めるしかない。例えばこの書のキーワードは「合目的性」である。これは周知の事実であり、またこの語が『判断力批判』で使用される頻度から考えても間違いない。また、この書の出発点もはっきりしている。美の分析である。ところが、カントはその出発点においてすら、「美的判断はある種の普遍性をもつ」と言って、我々を困惑させる。この発言が我々を困惑させるのは、その発言内容も

¹ J.デリダ「パレルゴン」(『絵画における真理・上』高橋允昭、阿部宏慈訳、法政大学出版局、1997年) 103 頁。

さることながら、カントが、それをあたかも当然であるかのごとく語るからである。美的判断 は、本当にカントの言うように、ある種の普遍性をもっているのであろうか?

先に挙げた論考「パレルゴン」の中で、デリダは次のようにも語っている。「第三『批判』は本質的な仕方で …… 反省的人間主義と名づけられるようなものに依存している。人間学へのこのような依拠は、この書の権利上・形式上の審級において認められ、その内容によって、美感的判断力に関するこの純粋と称する演繹の上に、大々的にのしかかっている」²。『判断力批判』というテクストは、その背後にいくつかの前提を隠しもっている。ここでデリダが言っている「人間主義」はその最たるものである。その「人間主義」は、『判断力批判』の重要な箇所でつねに大きな磁場を形成し、この書を決定的に方向づけている。そのことを見極めるために、ここでは、「美的判断はある種の普遍性をもつ」というカントの主張をあらためて問い直し、美の普遍性およびその演繹に関するカントのディスクールを分析することを通して、カントのテクストが隠している前提を明るみに出そうと思う。

2 美的判断における普遍性

2-1 無関心性からの導出

まずは美的判断の普遍性に関するカントの議論を追っておこう。美的判断の普遍性は、分析論における「趣味判断の第二の契機」においてはじめて導入される。第一の契機において「美の無関心性」を確認したカントは、さしあたりこの「無関心性」から直接、美的判断の普遍性を導き出す。つまり、美的判断は無関心性にもとづく、いいかえれば「美しいものにおける満足・は主観のどのような傾向性にも基づかず、かえって判断者は、彼が対象に寄せる満足に関しては、己を完全に自由と感じるのであるから、彼は満足の根拠として自分の主観だけが依存するであろうような個人的制約を見出しえず、したがって趣味判断には …… あらゆる人にとっての妥当性の要求が結びついていなければならないのであるが、それは客体に置かれた普遍性を離れてのことであるから、趣味判断に結びつくのは主観的普遍性への要求でなくてはならない」(211f.)3のである。

もちろんここでの議論は「美は無関心性に基づく、つまりは美的判断は個人的な制約から離れたところで成立するものであるのだから、何らかの普遍性を要求できるだろう」という要求ないしは推論のレベルにとどまるものであって、美的判断の普遍性をなんら保証するものではない。

上の引用から明らかなことは、①美的判断は普遍性を要求するが、②その普遍性は客体に置かれた普遍性ではないから、主観的普遍性と言うべきものである、ということである。では、 美的判断が要求することのできるこの特殊な「普遍性」(主観的普遍性)とはどのようなものであるうか。

² 前掲書、176頁

^{3 『}判断力批判』からの引用は、アカデミー版カント全集第5巻のページ数を、引用の後の括弧内に示す。

2-2 二つの普遍 普遍的賛同(投票)と普遍的伝達可能性

この問いに答える前に、注意しておかなければならないことがある。それは、「普遍性」に類似する表現として、「普遍的賛同(投票)(allgemeine Stimme)」と「普遍的伝達可能性 (allgemeine Mitteilbarkeit)」という二種類の表現を、カントがテクストの中で使っていることである。美的判断の要求する「普遍性」の内実を考える上で、両者を区別しておくことは重要である。

結論から言えば、美的判断の要求する特殊な普遍性とは、普遍的伝達可能性のことではない。なぜなら、カント自身「認識および判断は、それらにともなう確信とともに、普遍的に伝達されうるのでなければならない」(238)と述べているように、普遍的伝達可能性とは、すべての認識・判断が伴わなければならない普遍性であり、美的判断にのみともなう特殊な普遍性では決してないからである。

2-3 普遍的替同の内実

したがって、美的判断の要求する特殊な普遍性とは「普遍的賛同」に他ならない。それは、カントが『判断力批判』の第8節で述べている次の言葉からも明らかである。「ここにおいては次のことが認められるべきである。すなわち、趣味の判断のうちに要請されるものは、概念に媒介されない満足に関するそうした普遍的賛同、したがって同時にあらゆる人に対して妥当するとみなされうるような美的判断の可能性に他ならないのである」(216)。

では、普遍的賛同とはいかなる普遍性であるのだろうか。それは当然のことながら、自然法 則がもつような普遍性ではありえない。いいかえれば、すべての人にあまねく妥当するような ものではありえない。実際カント自身も「反省趣味については、その判断(美しいものに関す る)があらゆる人に対して普遍的妥当性を要求したとしても、その要求は経験の教えるとおり、 拒否されることがしばしばである」(214)ことを認めている。

美的判断がある種の普遍性を要求する、とカントが言うとき、カントは allgemein という語の日常的な用語法に従っている。この語はその通常の使用においては、「多くの人において当てはまる」ということを意味するにすぎない。つまり普遍的賛同の内実とは、ある人が「このバラは美しい」と言ったならば、他の人もだいたいにおいてその意見に賛同するであろう、ということに他ならない。だからこそカントは、先の引用文で「趣味の判断のうちに要請されるものは …… あらゆる人に対して妥当するとみなされうるような美的判断の可能性に他ならない」(下線筆者)と言っていたのである。

2-4 美的判断の要求する必然性の謎

美的判断の要求する普遍性が以上のようなものであるとするならば、美的判断に対しての、次のようなカントの要求は、過剰なものであるように思われる。「美しいものについては、我々は、それが満足へのある必然的関係をもつと考える」(236)。「趣味判断はある普遍性と必然性とを申し立てる」(286)。カントは、美的判断にはある必然性があると言っている。この必然性の内実は、第22節における次の言葉で明らかになる。「…… 共通感覚は、ある当為を含む判断

に権利を認めようとするものである。すなわち共通感覚は、あらゆる人が我々の判断と一致するであろう、ではなく、あらゆる人が我々の判断と合致するべきである、と言うのである。そして私はここで、趣味判断をそういう共通感覚の判断の一例として示しているのである」(239)。このカントの発言からわかるように、美的判断の要求する必然性は、「当為」の必然性なのである。ある人が「このバラは美しい」と言ったならば、他の人も「美しい」と言うべきだ、と言うのである。

最初、あらゆる人に対して妥当するとみなされる<u>可能性</u>が要求されていたにすぎない美的判断に対して、カントは、記述が進むにつれて徐々に、「当為」の必然性を要求し始める。

カントは一体何に基づいて、これほど過剰な要求を美的判断に背負わせるのであろうか。論理的手続きに従えば、その根拠は当然、演繹論に求められるはずである。しかしながらこの疑問は、カントが行う演繹を見ても一向に解消しないのである。この疑問を念頭に置きながら、とりあえず演繹論を検討してみよう。

3 美的判断の演繹論の検討

カントは演繹論の冒頭で「美的判断は、あらゆる主観に対する普遍的妥当性を要求するが、この要求は、なんらかのアプリオリな原理に基づかねばならない判断として、演繹を必要とする」(279)と述べた上で、第31節でその演繹の課題を具体的にこう述べている。「ある対象の形式の経験的表象がもつ主観的合目的性を表現しているある個別的判断、この判断の普遍妥当性を、判断力一般に関して示すべきである。これは、あるものが単に判定されることにおいて(感官感覚ないし概念を離れて)我々に満足を与えうることがどのようにして可能であるかを説明するためであり、また認識のために対象を判定することが一般に普遍的規則をもっているのと同様に、ある一人の人の満足が他のあらゆる人に対しても規則として告げられてよいということがどのようにして可能であるかを説明するためである」(280f.)。

カントのこのような所信表明とは裏腹に、「趣味判断の演繹」と題された第38節は、そのあまりの短さとあっけなさで、読む人を驚かせる。

「判断力は、判定の形式的規則という点から見れば、いいかえれば一切の質料(感官感覚も概念も)を欠いた場合には、判断力一般(これは特殊な感官のあり方にも特殊な悟性概念にも適合しない)を使用する際の主観的諸制約へと向けられうるにすぎない。すなわち、すべての人間に(可能な認識一般にとって必要なものとして)前提されうる主観的なものへと向けられる。ゆえにある表象が判断力のこの制約と合致することは、あらゆる人に妥当するものとしてアプリオリに想定されうるのでなければならない。」(290)

これが演繹のすべてである。この演繹の直後にある注でカントは、①判断力の主観的制約が、 認識能力と認識一般との関係に関しては、すべての人間において同一であること、②美的判断 は判断力の形式的制約を顧慮しただけのものであり、純粋であること、この二点が認められれ ば演繹は十分であると述べている。

上の演繹で言われている「判断力一般を使用する際の主観的諸制約」とは、第35節によれば「構想力と悟性の調和」のことである。とすれば、演繹は「美的判断において働く構想力と悟性はすべての人に備わるアプリオリな能力であるから、その判断も普遍性を要求できる」としか言っていないように見える。もしそうであるならば、この演繹は明らかに不十分である。なぜなら、円谷裕二氏も指摘しているように、ここで示された根拠は「認識判断をも含めた判断一般の根拠であり、したがってそれは、趣味判断に固有の根拠とは言えないからである」4。

第35節を詳細に検討すれば、美的判断において働く構想力と悟性の状態は、単なる調和ではないことがわかる。つまり、「構想力と悟性の調和」は判断力が働くときの一般的制約にすぎないが、美的判断については次のように言われているからである。「趣味判断は、自由のうちにある構想力と、合法則性をともなう悟性とが相互に活気づける活動が単に感覚されることに基づかねばならない。それゆえそれはある感情 — 自由に戯れる認識諸能力の活動を促進することへ向けて表象(これによってある対象が与えられる)が示す合目的性にしたがって、対象を判定させる感情 — に基づかねばならない」(287)。要するに、美的判断において働く構想力と悟性の状態は、単なる調和ではなく「戯れ」なのである。しかしながら、「調和」が「戯れ」になったからといって、それですぐさま演繹の課題が成就されたとは到底思われない。

演繹論は、美的判断がもつとされる普遍性の根拠づけに、はたして成功しているのであろうか。またカントは何を根拠にして、美的判断に対して「当為の必然性」を求めるのであろうか。 これらの問いに答えるヒントは、合目的性の概念そのもののうちに隠されている。

4 合目的性概念の両義性

合目的性の概念は(序論を除けば)「趣味判断の第三の契機」において導入される。それは周 知のように、『判断力批判』を貫くキーワードであり、この書の中で最も重要な概念である。

この合目的性の概念について、E. カッシーラーは『カントの生涯と学説』の中で次のように述べている。「十八世紀の言語使用では『合目的性』は、もっと広い意味で用いられる。すなわち、多様なものの諸部分が一つの統一へと調和していることのすべてに対する一般的表現として用いられる。その際、この調和が何に基づき、いかなる源泉から由来するかは問われない。この意味で『合目的性』という言葉は、ライプニッツが彼の体系の中で『調和(ハルモニー)』という表現で示した概念の、その書き換えとドイツ語への翻訳を表しているにすぎない」5。

確かにカッシーラーの言うように、当時の言語使用においては、合目的性という言葉はそのような使われ方をしていたのかもしれない。しかしながら、合目的性の概念を「調和」と置きかえることによって、決定的に重要なことが『判断力批判』のテクストからこぼれ落ちていくのである。それは、合目的性の概念がカントのテクストのうちで孕むある〈ズレ〉のうちに見

⁴ 円谷裕二「美の両義性と道徳」(『カント読本』浜田義文編、法政大学出版局、1989 年)238 頁。

⁵ E.カッシーラー『カントの生涯と学説』(門脇卓爾、高橋昭二、浜田義文監修、みすず書房、1986年) 305~306頁。

出される。

カントのテクストを詳細に検討すると、合目的性の概念は、非常に重要な、二つの使われか たをしていることに気付く。「第三の契機から推論される美しいものの定義」は次のように書か れている。

「美とは、ある対象の合目的性が目的の表象をもたずに対象において知覚される限り、この対象の合目的性の形式である。」(236)

また序論には次のような記述も見える。

「…合目的性は客体の認識に先行し、それどころか客体の表象を認識に使用しようとするものでもないが、にもかかわらず客体の表象と直接に結び付けられる。そのような合目的性は、全く認識の一部とはなりえないものであり、客体の表象の主観的なものである。したがってこの時対象は、ただその表象が直接に快の感情と結合しているゆえにのみ、合目的的と呼ばれるのであって、この表象そのものが合目的性の美的表象なのである。」(189)

ここで言われている「合目的性」とはもちろん、「目的なき合目的性」のことである。カントは、「目的なき合目的性」「主観的合目的性」「形式的合目的性」「主観的・形式的合目的性」などいくつかの表現を使っているが、これらはさしあたりは同じ意味である。これらの概念が意味するところは、要するに、ある対象(の表象)が、実質的には目的をもってはいないにもかかわらず、「合目的性の形式」だけは備えている(いいかえれば「あたかもある目的をもっているように見える」)、ということである。美的対象について言えば、美しい対象が、あたかも我々に快を与えるという目的をもっているかのように見える、ということであり、これが美的対象のもつ形式的合目的性である。

形式的合目的性の以上の規定から確認しておかなければならないことが二つある。第一に、ここでは合目的性は対象(の表象)について言われている。合目的性の形式を示しているのは、あくまでも美的対象なのである。第二に、合目的性の概念は単に「調和」を意味しているわけではない。この概念は、ある種の「方向づけ」を含意している。そうでなければ、ある対象は「ある目的をもっているように」は決して見えないであろう。美しい対象は我々を喜ばせるために(für uns) 存在しているように見える。いいかえれば、その対象のもつ美しさは「我々へ(für uns)」と向けられているのである。もちろんこの「方向づけ」は実質的なものではない。対象の美は、我々を喜ばせるために、我々のほうへ向かっている「かのように」見えるだけである。合目的性の概念のうちにこのような「方向づけ」を読み込むことは、『判断力批判』を読む上で決定的に重要である、ということを念頭におきながら、合目的性に関する次の用例を見てみよう。

「…悟性の合法則性へと構想力が自由に一致することのうちに存する主観的合目的性 — それは求められたものでも意図的なものでもない — は …… ただ主観の自然だけが生み出しうるような、これらの能力の釣り合いと調和とを前提する。」(318)

「…… 美しいものが判定されるのは、概念に従ってではなく、構想力が概念一般の能力と 調和に向かって合目的的に調子づけられることにしたがってでなくてはならない。」(344)

ここで言われている「主観的合目的性」や「合目的的」という言葉は、対象の表象についてではなく、認識能力について言われている。対象の表象が合目的的なのではなく、我々の認識能力が合目的的なのである。つまりカントが『判断力批判』の中で、「主観的合目的性」や「合目的的」という言葉を使うとき、それが対象の表象について言われている場合と認識能力について言われている場合とがあるのである(後者の場合、「合目的性」という名詞の形ではなく、「合目的的」という形容詞ないしは副詞の形で用いられることが多いようである)。

ここでまず問題となるのは、我々の認識能力(構想力と悟性)が合目的的に調和するということはどういうことなのか、ということである。それは確かにカッシーラーの言うように、ある種の「調和」ではあるが、単なる「調和」でもない。というのも、先に確認したように、合目的性の概念はある「方向づけ」を含んでいるからである。とすれば、美的判断における認識能力の調和が合目的性を示すのであれば、そのとき我々の認識能力はどこかに向かって、<u>意図</u>せずして「方向づけられて」いなければならないはずである。

合目的性が対象の表象について言われている場合、対象(の表象)は我々の認識能力に向けられていた。では、美的判断における認識能力の自由な戯れは、一体どこへ向かって方向づけられているのであろうか。

5 道徳の象徴としての美

カントは美的判断力の弁証論の中で次のように言っている。「趣味判断はなんらかの概念に関係しなければならない。でなくてはあらゆる人に対する必然的妥当性を要求することは絶対に不可能であるであろう。…我々がこのような見地をとらなければ、趣味判断の普遍妥当性への要求は救われえないであろう」(339f.)。ここでは、美的判断が要求する普遍妥当性と必然的妥当性が「何らかの概念」に基づいていることが言われている。この概念が「超感性的なものの理性的概念」であることは、弁証論の記述から明らかである。もちろんこの概念は美的判断のうちにあるわけではない。美的判断は、この概念へと関係づけられることによって、普遍性と必然性を獲得するのである。いいかえれば、美的判断における認識能力の自由な戯れは、超感性的なものの概念に向かって方向づけられているのである。

この方向づけは、美的判断力の批判の最終節(第59節)においてさらに具体化される。そこでカントは次のように言う。「私は、美しいものが道徳的に善いものの象徴であると言う。そしてただこの点を顧慮してのみ …… 美しいものは、あらゆる他の人の賛同への要求を伴って、

我々に満足を与える」(353)。美は道徳の象徴である、とカントが主張するのは、道徳的善へと向かう我々の認識能力の状態と、美的判断における認識能力の状態とが類比的であるからであるが、このことは次のことを意味している。すなわち、美しい対象を前にしたとき、構想力と悟性はお互いを生気づけあい自由に戯れながら調和するが、この戯れは、意図せずして、道徳性へと向かっているのである。これこそが、「構想力が概念一般の能力との調和に向かって合目的的に調子づけられること」(下線筆者)の内実である。美は決して道徳的善を意図しているわけではないが、にもかかわらず、美を前にしたとき、我々の認識能力は、意図せず道徳的善へと向かう性向がある、とカントは言いたいのである。

ただし、一つ注意が必要である。このように我々の認識能力が意図せずして道徳性へと向かうのは、自然美を前にしたときだけである。なぜなら、「超感性的なもの」へと我々を誘うのは自然美だけであり、また「芸術美…に対する関心は、道徳的善につながる思惟様式、あるいは単に道徳的善へ傾向する思惟様式の証明とはならない」(298)ことが経験的にも認められるからである。

以上のことから、カントが美的判断の普遍性と必然性を主張したことの意味および演繹論の意味が明らかになるだけでなく、カントの議論が前提としている人間主義が明るみに出る。カントは、道徳的に陶冶された人間だけが、自然に対して美を感じる、と暗黙のうちに考えている。しかも、それを単なる経験的事実としてではなく、ある種普遍的な事実として前提しているようである。だからこそ美的判断のもつ普遍性は「普遍的賛同」なのであり(なぜなら、道徳的に陶冶されていない人は自然に美を見いださないであろうから)、にもかかわらず美的判断は当為の必然性を要求するのである(なぜなら、我々が道徳的に陶冶されることは当為の必然性をもち、したがってそのように陶冶された人間は当然自然を美しいと感じるはず(べき)だからである)。

また演繹論は、構想力と悟性の自由な戯れが道徳性へと意図せず方向づけられているということを前提にした場合にのみ、美的判断の普遍性と必然性を根拠づけることができる。しかしなぜ「構想力と悟性の自由な戯れが道徳性へと意図せず方向づけられている」のかは、我々には謎のままである。結局のところ、「美は道徳の象徴である」(厳密には「自然美は道徳の象徴である」と言うべきであろう)と主張する第59節は、美的判断力の批判の結論なのではなく、批判の全体が依拠してきた前提に戻ってきたにすぎない。

最後に本論考の表題へと戻ろう。美的判断は本当に普遍性をもつのだろうか。カントの議論 に従えば、普遍性を保証されるのは、自然美に対する美的判断だけである。道徳的人間だけが 自然に美を見出しうるという前提を認めたうえで。

(こうだすみお 広島国際大学助教授)

[キーワード]

美的判断 普遍性 合目的性 道徳 象徴